

## 要望事項6 野生鳥獣被害対策の取組支援について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県に埼玉県を加えた六県では、野生鳥獣による農作物等への被害対策を強化するため、「野生鳥獣による農作物被害対策連携会議」を設置し、広域による情報共有や人材の育成等に取り組んでいるところである。

野生鳥獣の個体数増加による農作物被害の深刻化・広域化を踏まえ、国では、捕獲活動のさらなる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止による集中的・効果的な対策を緊急的に実施するとして、平成24年度補正予算において3カ年の「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策（基金事業）」を創設し支援してきた。

この度、国は、この基金を1年前倒しで廃止し、平成27年度からは「鳥獣被害防止総合対策交付金」の中に、基金事業で実施してきた助成のメニューを追加した。しかし、同交付金は、前年に比して増額されず、国の予算は実質的に減額となっていることから、計画的な事業の推進に支障を来す状況となっている。

野生鳥獣による農作物等への被害は、農業経営はもとより、営農意欲の減退や生活環境の悪化にも繋がり、地域の活力低下、更には地方創生への大きな影響も危惧されることから、今後、市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づく有害捕獲、被害防除、生息環境管理などの被害防止対策が着実かつ計画的に進められるよう必要な予算の確保を要望する。